

郡上市住民自治基本条例

「市民が主人公のまちづくり」

「郡上市住民自治基本条例」をご存じですか？この条例は市民のみなさんの手によって原案が作成され、平成26年3月に施行されました。私たち市民一人ひとりが地域に関心を持ち、積極的にまちづくりに関わることの重要性を明示しており、まちづくりの主人公である市民、市議会、市長等がそれぞれの役割を担い、協働によるまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めています。

本条例における市民のみなさんの役割を、「知る」、「意見を届ける」、「参加する」という3つのステップを通して、ぜひ郡上市のまちづくりに積極的に関わってください。

「知る」 地域の情報を 身近にする

まずは地域の情報を知るところから始めましょう。次の方法を活用して、郡上市の運営や活動について理解を深めてみてください。

市議会や審議会等を 傍聴する

市議会をはじめ条例・要綱等により設置された審議会等は、どなたでも傍聴することができます。実際の議論や決定過程を見学することで、地域がどのように運営されているのかを直接知ることができます。興味がある人はぜひ参

加してみてください。

なお、審議会等の開催は、市ホームページ等でお知らせしています（個人情報扱等の理由で傍聴できない場合もあります）。

広報誌や郡上市ホームページ、アプリの活用

広報誌「広報郡上」や市ホームページ、郡上市アプリでは、地域の最新情報等を随時紹介しています。また、ホームページでは審議会等の開催案内や会議録を見ることができ、議論の内容や決定事項についても詳しく知ることができます。

定期的にチェックすることで、まちづくりの動きが把握できます。

「意見を届ける」 あなたの声を 反映させる

政策に関する意思決定のため、市民のみなさんから積極的に意見をお聞きする制度があります。

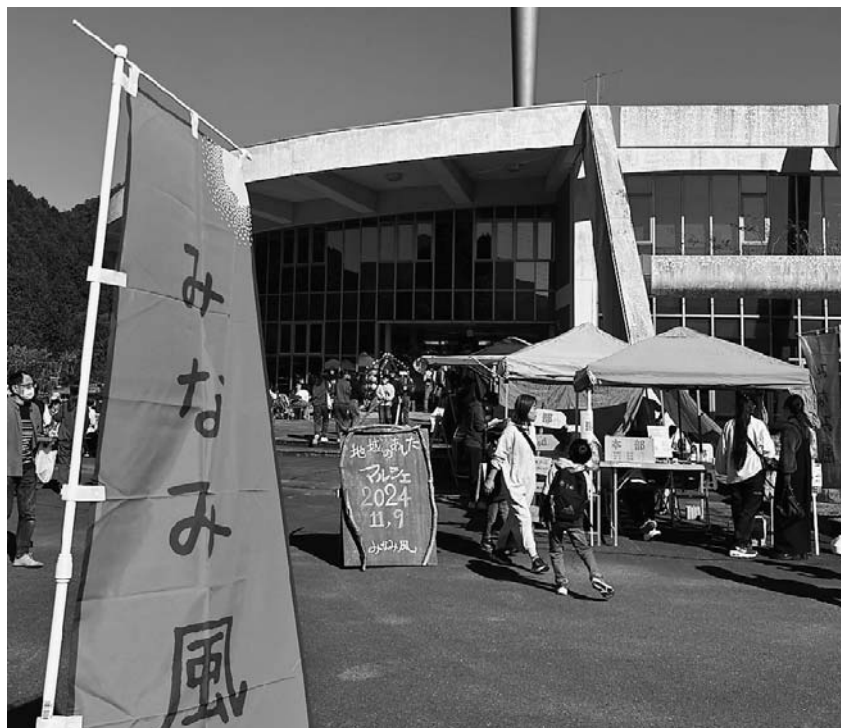
パブリックコメント

パブリックコメントとは、市が策定する計画等の素案に対して市民のみなさんの意見、情報、改善案などを求める手続きです。意見は書面による提出のほか、郵送、ファックス、電子メールで行えます。

左記の二次元コードから、パブリックコメントの実施状況等について確認することができます。



市ホームページ



市民団体の活動
（美並まちおこし会議「みなみ風」による「地域のあしたマルシェ 2024」）

タウンミーティングに参加

市では、市民のみなさんの生の声を市長が直接お聞きする機会として「タウンミーティング」を実施しています。まちづくり活動等を行う団体等を対象に、市長との意見交換を通じて、市民のみなさんのご意見を市政に反映させることを目的としています。

左記の二次元コードから、要領と申込方法の確認ができます。

問 市長公室秘書広報課

67・1147



市ホームページ



タウンミーティングの様子

「参加する」地域をつくる

実際にまちづくりに参加することも大切です。次のような方法で、身近な地域の活動に参加することができます。

自治会・市民活動団体

自治会では、住民のみなさんが主体的に連携・協力しながら、地域の様々な課題の解決や地域の特色を活かした地域づくりを進めています。また、地域には独自に立ち上げて活動している団体もあり、それらに参加することで、様々な活動に関わることができます。

公募委員として参画

審議会等の委員の一部は、公募により市民のみなさんから選任しています。公募により審議会等の委員となることで、政策等に意見を反映させることができます。公募委員の募集は、市ホームページ等で行っています。
※募集の時期は、各審議会等

の改選期によりります。

このように、「知る」「意見を届ける」「参加する」の3つのステップを通して、郡上市のまちづくりに主体的に関わっていくことができます。市民、市議会、市長等が力を合わせ、より良い郡上市を築いていきましょう。



▶審議会等の様子
(郡上市住民自治基本条例検証委員会)



住民自治を支える組織

○地域協議会

地域の課題を共有し、市民自らが考え、議論しながらその解決に向けて取り組み、地域の特色をいかしたまちづくりを進める組織と位置付けられています。市内7地域に設置されており、改選期には公募委員の募集を行っています。

○郡上市市民協働センター

市民のみなさんやまちづくり団体等の活動や交流の支援、調整を行っています。

自治会や立ち上げた市民活動団体の活動に関することや、地域の困りごとを解決する方法などの相談に応じています。

【お問い合わせ先】

●電話：88-2217 ●住所：大和町徳永585番地（市役所大和庁舎1階）



郡上市市民協働センター
ホームページ

○郡上市住民自治基本条例検証委員会

学識経験者や公募委員により「郡上市住民自治基本条例」の検証や取組み内容の見直しを行っています。

住民自治基本条例全文は、右記の二次元コードからご覧いただけます。



問 市長公室政策推進課 67-1844